

生活保護受給者健康管理支援事業業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という）が発注する下記の事業に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 生活保護受給者健康管理支援事業業務委託
- 2 業務目的 生活保護法第55条の8及び生活保護法第55条の9に基づき、健康診査等（以下「健診」という）データやレセプトデータ（以下「レセプト等」という）より医療扶助の分析を行い、医療扶助の現状や課題を明確化するとともに、生活習慣病の予防・改善につながる保健指導や受診指導を実施し、医療扶助の適正化及び生活保護受給者の日常生活・社会生活の自立及び健康保持増進を図ることを目的とする。
- 3 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号 第2庁舎5階
市川市福祉部生活支援課
- 4 委託期間 令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

5 業務内容

(1) 電子レセプト内容点検業務

レセプト点検業務は「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知）に基づいて内容点検を行うものとする。

なお、レセプト点検業務は、「単月」、「縦覧」、「横覧」、「調剤／医科突合」の観点にて実施し、スケジュールは次表のとおりとする。

実施月	単月・横覧・調剤／医科突合点検	縦覧点検 ※
6月	3月診療分	
7月	4月診療分	3～4月診療分
8月	5月診療分	3～5月診療分
9月	6月診療分	4～6月診療分
10月	7月診療分	5～7月診療分
11月	8月診療分	6～8月診療分
12月	9月診療分	7～9月診療分
1月	10月診療分	8～10月診療分
2月	11月診療分	9～11月診療分
3月	12月診療分	10月～12月診療分

※縦覧点検の参照範囲は、市川市から受け渡したレセプトデータ全てを対象とする。

(2) 再審査レセプト業務

受託者は、レセプトの内容点検の結果、不適当と認められるレセプトを抽出し、支払基金の定める「オンラインによる電子レセプトの再審査等請求に係る手引き」により再審査請求データを作成するものとする。作成したデータはCD-Rにて納品すること。

(3) レセプト・健診データ等の分析及び対象者の抽出

受託者は、委託者が提供するレセプトデータ及び健診データ等を分析し、必要に応じてデータベースを作成のうえ、医療費の全体像及び医療費の負担額が大きい疾患や将来的に医療費負担が増大すると予測される疾患等を明確にするものとする。

受託者は、以下(※)の内容を中心に分析を行うこととし、分析結果を基に受診勧奨、保健指導、適正受診指導の対象者を抽出し、委託者と協議の上で実施対象者を決定する。

データ分析の方向性については事前に受託者と委託者とで協議の上決定し、必要に応じて追加分析を行う。

受託者は分析結果の報告書を作成し、委託者に提出する。

(※) 想定している分析内容

- ・医療費の推移状況（外来・入院）
- ・高血圧症等、生活習慣病に係る疾病状況
- ・人工透析患者及び糖尿病患者に関するレセプト分析
- ・糖尿病性腎症の重症化予防対象者の状況把握
- ・高額なレセプトの疾病傾向分析（外来・入院）
- ・長期入院患者及び長期外来患者の疾病傾向分析
- ・後発医薬品の使用状況
- ・健診の受診状況
- ・健診結果の状況
- ・健診受診者と健診未受診者の治療・通院状況（医療費含む）
- ・重複受診、頻回受診、重複投薬、多量投薬、併用禁忌投薬、重複検査、第三者行為及び外傷性疾患
- ・生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常等）の発症リスク及び治療中断の把握
- ・その他、生活保護受給者の傾向等、健康課題抽出のための分析

(4) 受診勧奨・保健指導及び適正受診指導の実施

①. 受診勧奨

健診を受診していない40歳以上65歳未満の対象者に対し文書により受診勧奨を行う。文書の内容については、受託者が原案の作成を行い、委託者の承諾を受け、印刷・送付を行うものとする。予定数量は2,100通とする。

②. 保健指導

受託者は、40歳以上65歳未満の被保護者の内、健康管理の支援が必要と思われる者又は生活の改善が必要と思われる者として決定された実施対象者について、保健指導を実施する。

受託者は、保健指導実施対象者に対して、保健指導や各種社会資源へ繋げる等の相談を、1人につき3回を限度として電話により行う。指導を開始する際は実施計画書を作成し委託者へ提出する。受託者は、業務終了後に各対象者について実施した保健指導の結果を記した実施報告書を委託者へ提出する。

保健指導対象者見込み人数は70人とする。

③ 適正受診指導

受託者は、主に同一診療科で月15回以上の受診をしている者等を対象とし、頻回受診となる要因を分析し、適切な支援の方向性についての提案を委託者に対して行う。

受託者は、決定した対象者についての分析及び支援方法を記した適性受診指導記録票（以下、「記録票」という）を作成し、委託者に提出する（1回目）。委託者は、記録票に基づいて対象者に対する指導を行う。

受託者は、委託者が1回目の指導の後に記録票に結果を記した内容を分析し、その後の支援方法を記録票に記入して委託者に提出する（2回目）。同様の方法により、受託者は3回を限度として委託者に対して記録票を提出することにより、支援方法の提案を行う。

適正受診指導対象者見込み人数は70人とする。保健指導の対象者と重複した場合には、併せて適正受診指導を行う。

（5）令和3年度レセプト予定見込み件数

レセプトは、133,675件、再審査レセプトは、1,988件である。

なお、再審査レセプトの見込み件数については、紙添付レセプトを含まないものとする。

（6）電子レセプトの受渡し及び受領

委託者は、点検を委託する電子レセプトをCD-Rで受託者に渡し、その後受託者は、レセプト受領確認書を委託者に提出するものとする。点検終了後、CD-Rは返却するものとする。その際の受渡し及び受領は信書便を使用するものとし、受託者が負担をすること。

6 業務実施体制

（1）人員配置

- ① 受託者は業務責任者を配置し、保健指導員又は適正受診指導員を兼務することができる。
- ② 従事者の配置、シフト管理に当たっては、業務の連続性を担保するよう配慮すること。

(2) 従事者の要件

① 保健指導員

5 (4) ②. 保健指導の業務に従事する保健指導員は、保健師の資格を有する者とする。

② 適正受診指導員

5 (4) ③. 適正受診指導の業務に従事する適正受診指導員は、看護師の資格を有する者、又は薬剤師の資格を有する者とする。

7 提供するデータ

(1) 生活保護受給者レセプトデータ

令和2年4月 ～ 令和3年3月 診療分 (1年分)

(2) 生活保護受給者の健診データ

令和2年4月 ～ 令和3年3月 受診分 (1年分)

(3) 被保護者データ

(4) その他、協議の上必要と思われる各種データ

8 添付書類

別紙1 完了届

9 提出書類及び報告書 (成果品)

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

① 業務責任者名、業務従事者名を記載した業務計画書

② 業務従事者の氏名、経歴、必要な資格を有することを証明する書面

③ なお、受託者は業務責任者や業務従事者を変更した場合には、業務開始前に委託者に業務者変更届を提出すること。

(2) 報告書

受託者は、次に掲げる報告書 (成果品) を委託者に提出するものとする。各月の業務終了後、翌月15日迄に提出すること。3月分については、委託期間終了日までに提出すること。

① 業務報告書 (業務従事者名、業務時間等を記載したもの)

② 再審査レセプトで作成した帳票、CD-R等 (毎月、レセプト受納確認書と共に納品)

③ 健康管理支援対象者リスト (分析時にエクセル形式にてCD-Rで納品)

④ 委託者が定める完了届 (受託業務完了後、委託期間終了日までに提出する) (別紙1)

⑤ 分析結果報告書

⑥ 保健指導実施計画書

⑦ 保健指導実施報告書

⑧ 適正受診指導記録票

1 0 秘密の保持

- (1) 受託者は、この業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

1 1 再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせではない。ただし、一部かつ主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

1 2 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及びその他関係機関に報告するとともに応急措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 委託期間終了後は、個人情報を返却すること。個人情報の複製等を禁止する。個人情報の記憶媒体がある場合は、そのデータを全て消去し、その廃棄証明書を提出すること。
- (6) 業務の履行に伴い作成した様式等の成果物に関する権利は委託者に帰属するものとする。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。
- (9) 本仕様書に定める業務に係る実費経費は全て契約代金に含まれるものとする。

1 3 業務実施スケジュール

令和3年 6月：委託者から受託者へのデータ提供、分析開始
令和3年 8月：指導対象者の決定
令和3年 9月：保健指導スケジュール調整
令和3年 10月：受診勧奨、保健指導及び適正受診指導の開始
令和4年 3月：完了報告

1 4 根拠法令等

- ・健康管理支援に関する法令

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」

生活保護法第 5 5 条の 8 及び生活保護法第 5 5 条の 9

(平成 3 0 年法律第 4 4 号)

「生活保護法第 5 5 条の 8 (施行日令和 3 年 1 月 1 日)」

「生活保護法第 5 5 条の 9 (施行日令和 3 年 1 月 1 日)」

- ・特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査)に関する法令

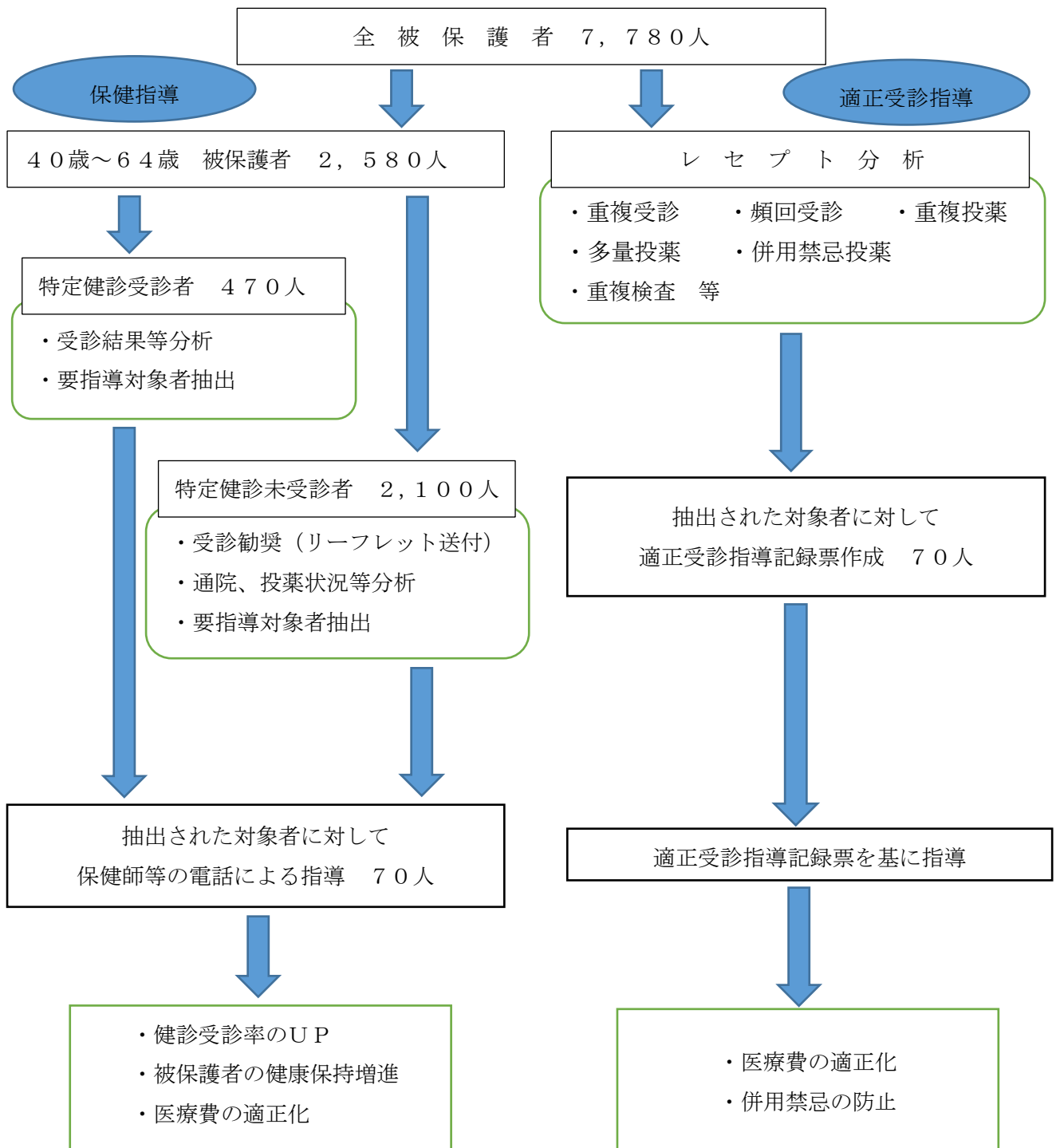
「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 5 7 年法律第 8 0 号)

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」(平成 1 9 年政令第 3 1 8 号)

「健康増進法」(平成 1 4 年法律第 1 0 3 号)

なお、市川市で実施している特定健康診査等は市川市国民健康保険に加入している者が対象であるが、生活保護受給者に対しても健康増進法に基づき実施されている。

【受診勧奨、保健指導及び適正受診指導実施の流れ】



完了届

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

生活保護受給者健康管理支援事業業務委託

2. 施行(納入)場所

市川市南八幡2丁目20番2号 第2庁舎5階 市川市福祉部生活支援課

3. 契約年月日

令和 年 月 日

4. 委託金額

円

(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間

令和 3 年 6 月 1 日 から

令和 4 年 3 月 31 日 まで

6. 完了年月日

令和 年 月 日